○坂出市在住高校生徒資格取得費補助金交付要綱

平成23年４月１日要綱第７号

平成23年10月１日要綱第85号

改正　令和５年８月24日要綱第31号

坂出市在住高校生徒資格取得費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は，市内在住の高校生徒の資格取得に要する経費の一部を補助することにより，生徒の資格取得に対する機運を高め，本市の教育の振興を図るとともに，生徒の資質の向上を通じて本市の都市ブランド力を高めることにより，本市産業の活性化に資することを目的とする。

（通則）

第２条　前条の補助金の交付については，坂出市補助金等交付規則（平成12年坂出市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか，この要綱の定めるところによる。

（補助対象者，補助対象経費および補助率）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，市内在住の高校生徒で，市長が定める資格検定の合格者（在学中に資格検定を受験し，卒業後に合格となった者を含む。）とする。ただし，香川県立坂出商業高等学校，香川県立坂出高等学校，香川県立坂出工業高等学校および私立坂出第一高等学校に在学する生徒を除く。

２　補助金の交付の対象となる経費は，前項の資格を取得するための経費のうち，受検料に要するものとする。

３　市長が定める資格検定および補助率は，別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助対象者の保護者は，規則第４条第１項の規定による申請にあたっては，坂出市在住高校生徒資格取得費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付するものとする。

(１)　合格状況報告書（様式第２号）

(２)　受検料を明らかにする書類

(３)　資格検定の合格を証明する書類の写し

２　前項の申請書の提出期限は，補助対象者が資格検定に合格した年度の３月31日とする。

（交付の決定および額の確定通知）

第５条　市長は，補助金の申請があったときは，速やかにその内容について審査し，補助金を交付すべきと認めるとともに，補助金の額を確定した場合には，坂出市在住高校生徒資格取得費補助金の交付決定および確定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第６条　前条の通知を受けた者は，通知のあった日から起算して20日以内に坂出市在住高校生徒資格取得費補助金交付請求書（様式第４号）により補助金を請求するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成23年10月１日要綱第85号）

この要綱は，平成23年10月１日から施行する。

付　則（令和５年８月24日要綱第31号）

この要綱は，令和５年８月24日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 全額補助 | ２分の１補助 |
| 危険物取扱者甲種  公害防止管理者ダイオキシン類  電気主任技術者第３種  工事担当者ＤＤ第１種  工事担当者ＤＤ第２種  日商簿記１級  販売士１級  情報処理技術者応用情報  情報処理技術者ＩＴストラテジスト  情報処理技術者システムアーキテクト  情報処理技術者ネットワークスペシャリスト  情報処理技術者情報セキュリティスペシャリスト  情報処理技術者ＩＴサービスマネージャ  実用英語技能検定１級  実用英語技能検定準１級  色彩検定１級  第１級陸上無線技士  機械組み立て仕上げ作業２級  大工工事作業２級  その他市長がこれらと同等と認めるもの | 危険物取扱者乙種第１類  危険物取扱者乙種第２類  危険物取扱者乙種第３類  危険物取扱者乙種第４類  危険物取扱者乙種第５類  危険物取扱者乙種第６類  自動車整備士３級ガソリン  自動車整備士３級シャシ  自動車整備士３級ジーゼル  電気工事士第１種  電気工事士第２種  工事担当者ＤＤ第３種  建築施工管理技術検定２級  ボイラー技士２級  日商簿記２級  販売士２級  情報処理技術者基本情報  情報処理技術者ＩＴパスポート  実用英語技能検定２級  色彩検定２級  トレース技能検定１級  第２級陸上無線技術士  第１級陸上特殊無線技士  機械組み立て仕上げ作業３級  大工工事作業３級  機械検査作業３級  情報セキュリティマネジメント  電気工事施工管理技術検定２級  建築ＣＡＤ検定試験２級  機械保全技能検定３級  その他市長がこれらと同等と認めるもの |

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第５条関係）

様式第４号（第６条関係）